

4 福薬業発第 6 1 4 号  
令和 5 年 3 月 2 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた  
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素より本会業務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、九州厚生局指導監査課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 4 年度診療報酬改定において、経過措置を設けた地域支援体制加算について、令和 5 年 3 月 3 1 日で経過措置の期限が到来することは令和 5 年 3 月 1 3 日付け 4 福薬業発第 5 9 9 号にてお知らせしたところです。

該当する保険薬局へは九州厚生局より既に連絡がされておりますが、貴会におかれましても会員薬局の届出漏れが生じないようにご対応をお願い申し上げます。

記

○今回の経過措置

令和 4 年 4 月から調剤基本料 3 のハを算定することになった保険薬局は令和 5 年 3 月末日までは、調剤基本料 1 を算定している保険薬局とみなし、地域支援体制加算 1・2 を算定可能としたものですが、令和 5 年 4 月 1 日以降は地域支援体制加算 3・4 の要件を満たす場合は区分変更の届出が必要。要件を満たさない場合は辞退届が必要となります。

以 上